

第11 動力消防ポンプ設備

令第20条の規定によるほか、次によること。

1 設置場所

令第20条第4項第3号の規定によるほか、次によること。

- (1) 動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。）は設置する水源ごとに1以上設置すること。
- (2) 動力消防ポンプの設置場所は、雨水等の影響を受けるおそれのない場所とし、かつ、水源へ搬送するのに障害がない場所とすること。
- (3) 動力消防ポンプの設置場所（建物等に格納する場合には、出入口の扉）はその旨を表示した標識を設けること。

2 水源

令第20条第4項第1号及び第2号の規定によるほか、次によること。

(1) 水源水量

第2 屋内消火栓設備 6の規定を準用するほか、次によること。

ア 地盤面下に設けられている水源にあつては、その設けられている地盤面の高さから4.5メートル以内の水量を有効水量とすること。

イ 池、河川等の自然水を使用する場合は、次によること。

(ア) 水量は、0.8立方メートル／分以上で、20分間放水できること。

(イ) 水深は、40センチメートル以上確保できること。

(2) 有効水源水量の確保

吸管を投入する部分の水深は0.5メートル以上とし、その部分の広さは、1辺の長さまたは直径が0.6メートル以上とすること。

(3) 吸管投入孔

吸管投入孔（自然水を水源とする場合は、その周囲で接岸できる部分）の付近は、動力消防ポンプが容易に接近でき、かつ、操作できる空間を有すること。

(4) 採水口

採水口を設ける場合は、次によること。

ア 採水口は、「消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成4年自治省令第3号）に規定される呼称75のねじに適合する単口のものとする。

イ 採水口は、地盤面からの高さが0.5メートル以上1メートル以下の位置に設けること。

ウ 採水口は、認定評価品とすること。

3 器具

(1) 規格

吸管、ホース等は、次の規格に適合するものを使用すること。

ア 「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」(昭和43年自治省令第27号)

イ 「消防用吸管的技術上の規格を定める省令」(昭和61年自治省令第25号)

ウ 「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令」(平成4年自治省令第2号)

エ 「消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」(平成4年自治省令第3号)

(2) 吸管は、前2、(1)の水源の水量が有効に吸水できる長さとする。

(3) ホースは、設置する動力消防ポンプごとに、防火対象物の各部分から水源に部署した動力消防ポンプまで容易に到達できる本数を設けること。

(4) 令第20条第4項第2号に規定される「有効に放水することができる」とは、当該ホースを展長させたものに放水距離(各設備の仕様によるもの。)を加えた範囲内に当該規定で定められた放水範囲各部分が包含されることをいう。